

平成31年3月

活動組織、広域活動組織向け

多面的機能支払交付金 平成31年度 改正のポイント



平成31年〇月

農林水産省

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

新たに2つの支援が始まるほか、これまでの支援の内容が拡充されます。

新たに始まる支援

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ・前年度までの取組項目を1項目以上増加させる場合
または
- ・新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2項目以上
取り組む場合

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ・①に加えて
- ・構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が4割以上
かつ実践活動に構成員の総人数の8割以上が毎年度参加する場合

拡充される支援内容

③ 活動組織の広域化・体制強化

これまでは、広域活動組織を設立した初年度に一括して交付していましたが、これからは、更なる広域化・体制強化に向けた取組を継続的に支援するため、5年間（活動期間）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆これまで 【初年度のみ】 40万円/組織



◆これから 【5 年 間】

区 分	年間交付額	総額（5年間）
A：3集落以上または 50ha以上200ha未満	4万円/組織	20万円/組織
B：200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円/組織	40万円/組織
C：1,000ha以上	16万円/組織	80万円/組織

※北海道における区分は、以下のとおりとなります。

A：3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満

B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人

C：15,000ha以上

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

資源向上支払（共同）において、次の加算措置が適用されます。

① 多面的機能の更なる増進 に向けた活動への支援

加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

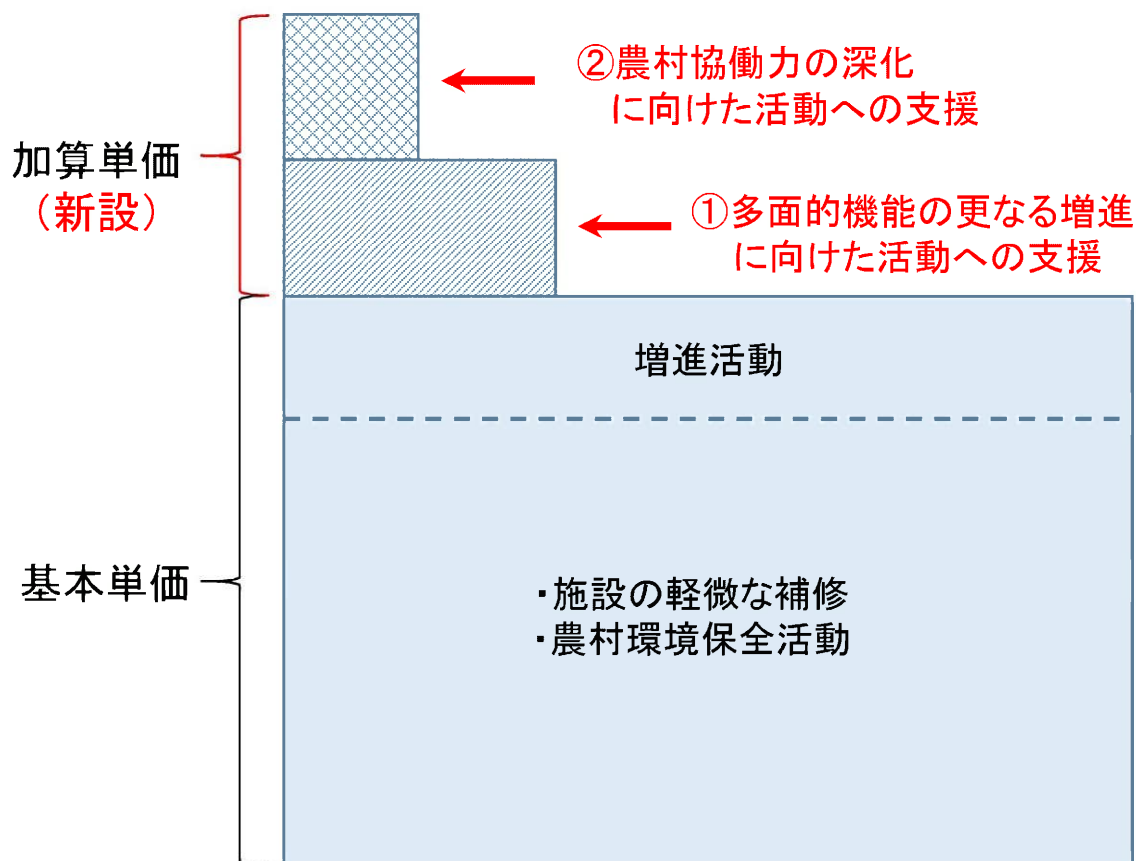
② 農村協働力の深化 に向けた活動への支援

加算単価 (円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

資源向上支払（共同）における加算措置のイメージ



1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能を増進させるため、新たな加算措置を導入します。

資源向上支払（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」の取組数が加算対象の条件となります。

加算単価・条件

<加算単価>

(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

- ・取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合【75%】

<条件>

- ・直近の活動計画に取組数を1個以上増加させる場合
- または
- ・新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2個以上取り組む場合

※事業計画途中の変更の場合も含みます

○加算対象となる例

直近の活動計画
取組数 0



新たな活動計画
取組数 2以上

直近の活動計画
取組数 1



新たな活動計画
取組数 2以上

直近の活動計画
取組数 2



新たな活動計画
取組数 3以上

等

×加算対象とならない例

直近の活動計画
取組数 0



新たな活動計画
取組数 1

直近の活動計画
取組数 2



新たな活動計画
取組数 2以下

等

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

ア. 新たに始まる活動支援について

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者と非農業者等が一体となって活動を行うことにより、多面的機能支払交付金を通じた「農村協働力の深化」を図っていくため、新たな加算措置を導入します。

なお、この加算措置は、新たな活動項目を設けるものではなく、以下の3つの条件を全て満たす場合に加算対象となります。

加算単価・条件

<加算単価>

(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

・取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合【75%】

<条件> ※全て満たす場合

- ①多面的機能の増進に向けた活動への支援を受けること
- ②構成員(人・団体)のうち、非農業者が占める割合が4割以上であること
- ③実践活動に構成員の総人数の8割以上が毎年度参加すること

※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支払(共同)、資源向上支払(長寿命化)の活動項目に位置付けられています。

○加算対象となる例

①多面的機能の増進に向けた活動への支援

増進活動の取組数

直近の活動計画

新たな活動計画

1

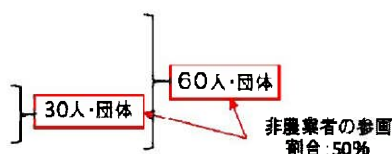
→

2

②非農業者の参画割合:4割以上

構成員

農業者	27人
農業団体	3団体
非農業者	26人
非農業団体	4団体



③構成員の参加割合:80%以上

活動に参加する構成員の総人数※1

個人	45人
団体所属	35人

80人

実践活動への参加人数

5月10日 水路の泥上げ 70人
実践活動への参加割合:87.5%

※1:活動に参加する人数として事業計画に位置付けた構成員の人数。

個人で参画している構成員に加え、団体として参画している構成員のうち、実際の活動に参加可能な人数(個人との重複不可)の合計数とする。

<活動に参加する構成員の総人数の数え方の例>

個人(農業者)	個人(非農業者)	農業団体	非農業団体
A氏、B氏、C氏 D氏、E氏、F氏	G氏、H氏、I氏	A氏、B氏、C氏 J氏、K氏、L氏	A氏、B氏、C氏 M氏、N氏、O氏

6人

3人

1団体

1団体

合計

11人・団体

重複のため算入しない者

団体の構成員のうち、活動への参加しない者

6人

3人

3人

2人

14人

構成員

活動に参加する構成員の総人数

1. 活動支援の加算措置が拡充されます

イ. これまでの活動支援の拡充について

③ 活動組織の広域化・体制強化への支援

これまでは、広域活動組織の設立時等に、一律40万円/組織を交付していました。

これからは、更なる広域化・体制強化が重要となってくるため、広域活動組織の面積規模に応じた交付額とするとともに、5年間（活動期間）にわたって継続的に支援することとします。

加算単価・区分

区 分	年間交付額	総額（5年間）
A：3集落以上または 50ha以上200ha未満	4万円/組織	20万円/組織
B：200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円/組織	40万円/組織
C：1,000ha以上	16万円/組織	80万円/組織

※ 上記面積は全て農地維持支払の認定農用地面積です。

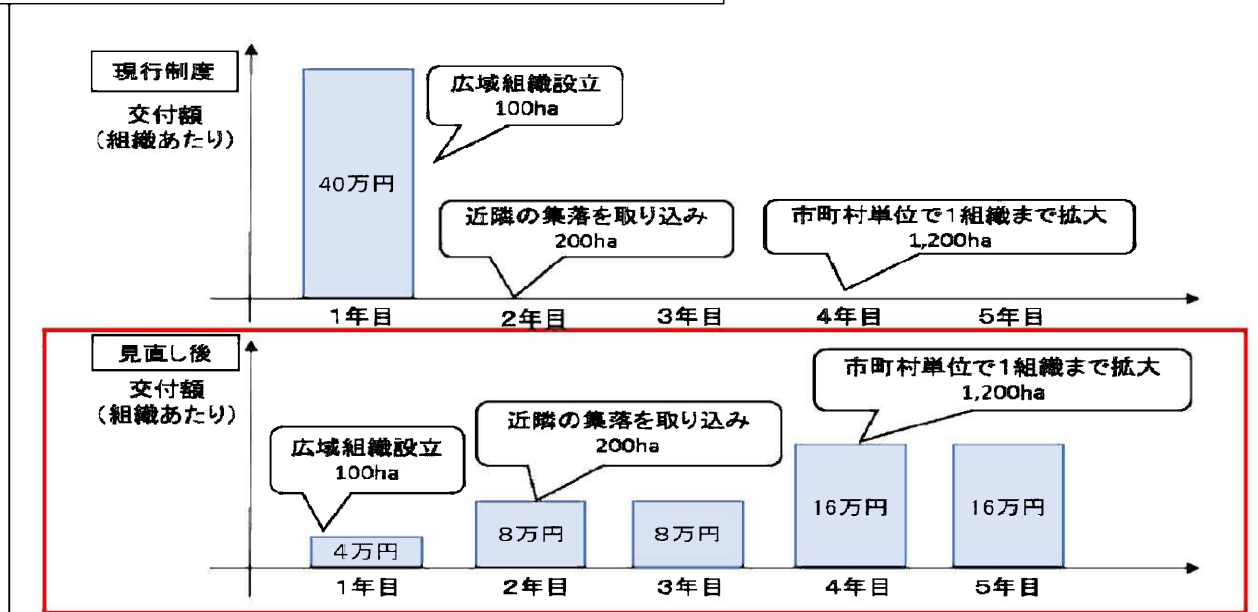
※ 北海道における区分は、以下のとおりとなります。

A：3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満

B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人

C：15,000ha以上

○段階的に広域化する場合の適用例



ウ. 活動支援の廃止について

「地域資源保全プランの策定にかかる支援」については、廃止します。

2. 資源向上支払交付金の算定対象となる農用地が見直されます

資源向上支払交付金の算定対象となる農用地について、農地維持支払交付金と同様に、**農振農用地に加えて「都道府県が必要と認める地域」も新たに対象となります。**

資源向上支払交付金の交付算定となる対象農用地

◆これまで

	農振農用地	農振農用地以外の農用地
農地維持支払	○	○
資源向上支払	○	×



◆これから

	農振農用地	農振農用地以外の農用地
農地維持支払	○	○
資源向上支払	○	○

(参考) 農振農用地以外の農用地の具体例

- ・生産緑地法により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地
- ・総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成地域の第3号区域(田園環境)内の農用地
- ・景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地

3. 資源向上支払（長寿命化）の活動に関する取扱いが見直されます

資源向上支払（長寿命化）について、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、**原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」と**します。

この費用を超える工事を実施する場合には、「**長寿命化整備計画書**」を策定し、市町村長に提出し、市町村の審査を受ける必要があります。

1. 長寿命化整備計画書の策定・認定

- ①工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出してください。
- ②「長寿命化整備計画書」は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。
- ③なお、審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画書や活動計画書の見直しを行ってください。

2. 長寿命化整備計画書の変更

- ①認定された「長寿命化整備計画書」の記載事項に以下の変更が生じた場合は、事業計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けてください。
- ②また、以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行ってください。
 - ・工事1件当たり200万円以上の工事の追加
 - ・工事1件当たり事業費の3割以上の増加

3. その他留意点

- ①平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使って、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。
（根拠：実施要領附則第2）